**軽費老人ホーム自主点検表【ケアハウス】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記入年月日 | | 年　　月　　日 |  | | |
| 法　人　名 | |  | | | |
| 代表者（理事長）名 | |  | | | |
| 施　設 | 名称 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 記入担当者職・氏名 | | （職）　　　（氏名） | | 連絡先電話番号 |  |

□自主点検表記載にあたっての留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「非」にチェックを

してください。

Ⅰ（基本方針）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　基本方針 | ■軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。 |  |  | 基準2-1 |
| ■軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。 |  |  | 基準2-2 |
| ■軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |  | 基準2-3 |
| ■軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 |  |  | 基準2-4 |

Ⅱ（人員に関する基準）

| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ 職員の専従 | ■軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事しているか。  ※ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務することができる。 |  |  |  | 基準6  老発第530002号第1-5 |
| ■直接入所者へのサービス提供に当たる生活相談員及び介護職員については、上記ただし書きを適用せず、専ら軽費老人ホームの職務に従事しているか。 |  |  |  |
| ２　施設長 | ■専らその職務に従事する常勤の者を配置しているか。  ※ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。  兼務状況（事業所名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  （職種名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  ■資格は適切か。  　（1）社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者 **→【社会福祉主事】**  　　　①学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  ②都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者  ③社会福祉士  ④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者  ⑤前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定め  るもの  　（2）社会福祉事業に２年以上従事した者  　（3）これらと同等以上の能力を有すると認められる者  　　　　　→社会福祉施設等に勤務し、又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に軽費老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者 |  |  |  | 基準11-1-1  基準11-4  基準5-1  老発第530002号第1-4 |
| ３　生活相談員  ※入所者数は、前年度の平均値とする。   |  |  | | --- | --- | |  | 生活相談員 | | 基準数 |  | | 配置人数 |  |   ★貴施設の生活相談員の配置状況を記入してください。  （前年度平均入所者数：　　人） | ■入所者数が120又はその端数を増すごとに１以上配置しているか。  ■生活相談員のうち１人以上は、常勤の職員か。  ■生活相談員の資格は適切か。  　（1）社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者 **→【社会福祉主事】**  　　　①学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  ②都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者  ③社会福祉士  ④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者  ⑤前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労  働省令で定めるもの  　（2）これらと同等以上の能力を有すると認められる者  　　　　　→社会福祉施設等に勤務し、又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者 |  |  |  | 基準6  基準11-1-2  基準11-5  基準5-2  老発第530002号第1-4 |
| ４　介護職員  ※入所者数は、前年度の平均値とする。  ★貴施設の介護職員の配置状況を記入してください。  (前年度平均一般入所者数：　　人)   |  |  | | --- | --- | |  | 介護  職員 | | 基準数 |  | | 配置人数 |  | | ■下記のとおり、適切な員数を配置しているか。  ①入所者数が30以下の場合は、常勤換算で１以上  ②入所者数が30を超えて80以下の場合は、常勤換算で２以上  ③入所者数が80を超える場合は、常勤換算で２に実情に応じた適当数を加えて  得た数 |  |  |  | 基準11-1-3  老発第530002号第3-1-(4) |
| ■介護職員のうち１人以上は常勤の職員か。 |  |  |  | 基準11-7 |
| ■介護職員のうち、１名を置かないこととした後に入所する者について、入所契約に当たり、あらかじめ当該サービスの内容、職員配置状況について十分に説明を行い、同意を得ているか。  ※入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者全員の同意を得て、当該介護職員のうち１人を置かないことができる。  ※同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。 |  |  |  | 基準11-8  老発第530002号第3-1-(5) |
| ５　栄養士 | ■１以上配置しているか。  ※ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては、栄養士を置かないことができる。  ※上記ただし書きは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われる場合をいう。 |  |  |  | 基準11-1  基準11-1-4  老発第530002号第3-1-(2) |
| ■栄養士のうち１人は、常勤の者となっているか。 |  |  |  |
| ６　事務員 | ■１以上配置しているか。  ※ただし、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。 |  |  |  | 基準11-1-5  基準11-11 |
| ■事務員のうち１人は、常勤の者となっているか。 |  |  |  |
| ７　調理員その他の職員 | ■当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数を配置しているか。  ※調理業務の全部を委託している場合には、調理員を置かないことができる。 |  |  |  | 基準11-1  基準11-1-6 |
| ８　夜間及び深夜 | ■夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜勤務を行わせているか。  夜間・深夜勤務者数（夜間　　人・深夜　　人）  ※ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されている等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りではない。 |  |  |  | 基準11-13 |

Ⅲ（設備に関する基準）

| 項　　目 | 内容 | | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　構造設備等の一般原則 | ■配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであるか。  ■立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めているか。 | |  |  |  | 基準3 |
| ２ 設備の専用 | ■軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものであり、必要に応じ直ちに使用できる状態であるか。  ※同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該軽費老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切なサービスの提供が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部について、この限りではない。 | |  |  |  | 基準4  老発第530002号第1-3 |
| ３ 設備の基準 | ■軽費老人ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。  ※ただし、一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院又は一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、令和８年３月31日までの間に、当該病床の数を減少して当該病院又は診療所の施設を軽費老人ホームの用に供することにより開設した軽費老人ホームの建物については、この限りではない。 | |  |  |  | 基準10  市条例3 |
| ４　非常災害対策 | ■消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。  消防法第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備  ■非常災害に対する具体的計画を立てているか。  消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画  ※消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により「防火管理者」を置くこととされている軽費老人ホームにあっては、その者に行わせること。防火管理者を置かなくてもよいこととされている軽費老人ホームにおいても防火管理の責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせること。  ■非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しているか。  ※火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を作ること。  ■それらを定期的に職員に周知しているか。 | |  |  |  | 基準8-1  老発第530002号第1-7 |
| ■定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施しているか。 | |  |  |  | 基準8-2 |
| ■訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  ※日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制作りに努めることが必要であり、訓練の実施にあたっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | |  |  |  | 基準8-3 |
| ５ 必要な設備 | ■次に掲げる設備を設けているか。  　　１　居室　　　　　　　　　　　　　７　調理室  　　２　談話室、娯楽室又は集会室　　　８　面談室  　　３　食堂　　　　　　　　　　　　　９　洗濯室又は洗濯場  　　４　浴室　　　　　　　　　　　　　10　宿直室  　　５　洗面所　　　　　　　　　　　　11　事務室その他の運営上必要な設備  　　６　便所  ※他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 | |  |  |  | 基準10-3 |
| ６　居室 | ■一の居室の定員は、１人としているか。  ※入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 | |  |  |  | 基準10-4-1-イ |
| ■地階に設けてはいないか。 | |  |  |  | 基準10-4-1-ロ |
| ■一の居室の床面積は、21.6㎡以上となっているか。  ※定員が２名の場合は、31.9㎡以上  ■洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を除いた有効面積は14.85㎡以上あるか。 | |  |  |  | 基準10-4-1-ハ |
| ■洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けているか。 | |  |  |  | 基準10-4-1-ニ |
| ■緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 | |  |  |  | 基準10-4-1-ホ |
| ７　浴室 | ■高齢者が入浴するのに適したものであるか。  ■必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けているか。 | |  |  |  | 基準10-4-2 |
| ８　調理室 | ■火気を使用する部分は、不燃材料を用いているか。 | |  |  |  | 基準10-4-3 |
| ■食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。 | |  |  |  | 老発第530002号2-1-(5) |
| ９　十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画における設備基準 | 居　　室 | ■一の居室の定員は、１人としているか。  ※入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 |  |  |  | 基準10-5-1-イ |
| ■地階に設けてはいないか。 |  |  |  | 基準10-5-1-ロ |
| ■一の居室の床面積は、15.63㎡以上となっているか。  ※定員が２名の場合は、23.45㎡以上  ■洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を除いた有効面積は13.2㎡以上あるか。 |  |  |  | 基準10-5-1-ハ |
| ■洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けているか。  ※共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。 |  |  |  | 基準10-5-1-ニ |
| ■緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 |  |  |  | 基準10-5-1-ホ |
| 共同生活室 | ■同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。 |  |  |  | 基準10-5-2-イ |
| ■必要な設備及び備品を備えているか。 |  |  |  | 基準10-5-2-ロ |
| 10　その他 | ■施設内に一斉に放送できる設備を設置しているか。 | |  |  |  | 基準10-6-1 |
| ■居室が２階以上の階にある場合、エレベータを設置しているか。 | |  |  |  | 基準10-6-2 |

Ⅳ（運営に関する基準）

| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　運営規程 | ■運営規程には、次の事項が定められているか。  ・施設の目的及び運営の方針　（ 有 ・ 無 ）  ・職員の職種、数及び職務の内容　（ 有 ・ 無 ）  ・入所定員　（ 有 ・ 無 ）  ・入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 （ 有 ・ 無 ）  ・施設の利用に当たっての留意事項　（ 有 ・ 無 ）  ・非常災害対策　（ 有 ・ 無 ）  ・虐待の防止のための措置に関する事項　（ 有 ・ 無 ）  ・その他施設の運営に関する重要事項　（ 有 ・ 無 ）  入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額  　　日常生活を送る上での一日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた提供するサービスの内容を指すものであること。  施設の利用に当たっての留意事項  　　入所者が軽費老人ホームを利用する際に、入所者側が留意すべき入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等を指すものであること。  非常災害対策  　　基準第８条第１項に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。  **虐待防止のための措置に関する事項**  虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  その他施設の運営に関する重要事項  　　当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 |  |  |  | 基準7  老発第530002号第1-6 |
| ２　入所申込者等に対する説明等 | ■サービスの提供開始前に、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行っているか。 |  |  |  | 基準12  老発第530002号第4-1 |
| ■重要事項説明書と運営規程間で内容が相違していないか。 |  |  |  |
| ■重要事項説明書には、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入所申込者がサービスを選択するために重要な事項を記載しているか。 |  |  |  |
| ■サービスの内容及び利用料金等について入所者の同意を得ているか。  ex.契約書への入所者又は家族の署名 |  |  |  |
| ■サービスの提供開始について、入所者と契約書を交わしているか。  ■契約の内容に、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。 |  |  |  |
| ３　対象者 | ■入所者は次の要件を満たす者であるか。  　①身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者  　②60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族（血族及び姻族）その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。 |  |  |  | 基準13  老発第530002号第4-2 |
| ４　入退所 | ■入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めているか。  ※当該施設において提供することができるサービスにより生活を継続することが可能な状態かどうかを明らかにすることが重要である。 |  |  |  | 基準14-1  老発第530002号第5-1-(1) |
| ■軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及び家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行っているか。  　また、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか。  ※安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意すること。 |  |  |  | 基準14-2  老発第530002号第5-1-(2) |
| ■入所者の退所に際しては、居宅サービス又は施設サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業所又は介護保険施設に対する情報提供に努めているか。  ■その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。  ※主として生活相談員が中心となって、主治医をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努める。 |  |  |  | 基準14-3  老発第530002号第5-1-(3) |
| ５　サービス提供の記録 | ■サービス提供日、提供した具体的なサービス内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか。 |  |  |  | 基準15  老発第530002号第5-2 |
| ■上記記録について、５年間保存しているか。 |  |  |  | 基準9-2  市条例2 |
| ６　利用料の受領 | 【入所者から利用料として費用の支払を受けることができるもの】  一　サービスの提供に要する費用  　　※「事務費」を指すものである  　　※入所者が負担すべき額として吹田市長が定める額を上限とすること。  二　生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）  　　※「食材料費及び共用部分に係る光熱水費」のほか、共用部分に係る維持管理に要する費用など、当該施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用でないものに係る費用をいう。  　　※月額46.940円、冬期加算額2,100円（11月～翌年３月）  三　居住に要する費用（共用部分及び居室に係る光熱水費を除く。）  ※「管理費」を指すものである。  　　※入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えない。  四　居室に係る光熱水費  五　入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用  　　※一時的疾病時における深夜介護に要する費用及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいう。  六　前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの | － | － | － | 基準16-1  元吹福高第1104号  老発第530002号第5-3  老発第530003号第1-4 |
| ■あらかじめ、入所者又はその家族に対し、サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。 |  |  |  | 基準16-2 |
| ７　サービス提供の方針 | ■入所者又はその家族に対し、サービス提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っているか。 |  |  |  | 基準17-2  老発第530002号第5-4 |
| ■当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 |  |  |  | 基準17-3 |
| ■身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  ■その記録を５年間保存しているか。 |  |  |  | 基準17-4  基準9-2  市条例2 |
| ■身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体的拘束適正化検討委員会）を３月に１回以上開催しているか。  　※テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。  ■その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。 |  |  |  | 基準17-5 |
| ■身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 |  |  |  |
| ■介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 |  |  |  |
| ８　食事 | ■栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。  食事の提供について  ■一時的な疾病等により、食堂において食事をすることが困難な入所者に対して、居室において食事提供するなど、必要な配慮を行っているか。  調理について  ■病弱者に対する献立については、必要に応じ、協力医療機関等の医師の指導を受けているか。  ■料理は、あらかじめ作成された献立（予定献立表）に従って行うとともに、その実施状況（実施献立表）を明らかにしているか。  食事の提供に関する業務について  ■食事の提供に関する業務は、軽費老人ホーム自らが行っているか。  　食事の提供に関する業務を第三者に委託する場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されていること。  ●委託の場合には業者名を記載してください。  【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】  居室関係部門と食事関係部門との連携について  　入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分に取られていることが必要である。  栄養食事相談について  ■入所者に対して、適切な栄養食事相談を行っているか。 |  |  |  | 基準18  老発第530002号第5-5 |
| ９ 生活相談等 | ■常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努めているか。  ■入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  ※相談に当たっては、運営規程に従うべきことはもちろんであるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的なサービスの提供に関する方針を定めることが適当である。 |  |  |  | 基準19-1  老発第530002号第5-6-(1) |
| ■日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合に、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っているか。  ※特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。 |  |  |  | 基準19-2  老発第530002号第5-6-(2) |
| ■常に入所者の家族との連携を図っているか。  ■入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 |  |  |  | 基準19-3 |
| ■入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。  ※入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、多様な外出機会を確保するよう努めなければならない。 |  |  |  | 基準19-4  老発第530002号第5-6-(4) |
| ■２日に１回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔保持に努めているか。 |  |  |  | 基準19-5 |
| ■入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めているか。 |  |  |  | 基準19-6 |
| 10　居宅サービス等の利用 | ■入所者が要介護状態等となった場合に、適切に居宅サービス等を受けることができるよう必要な援助を行っているか。 |  |  |  | 基準20 |
| 11 健康の保持 | ■入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。  ■定期的に調理に従事する職員の検便を行っているか。 |  |  |  | 基準21  老発第530002号第5-8-(3) |
| 12施設長の責務 | ■施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。  ■施設長は、職員に下記の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  ・運営規程（基準7）　　　　　　　　　　・利用料の受領（基準16）  ・非常災害対策（基準8）　　　　　　　　・サービス提供の方針（基準17）  ・記録の整備（基準9）　　　　　　　　　・食事（基準18）  　・入所申込者等に対する説明等（基準12） ・生活相談等（基準19）  　・対象者（基準13）　　　　　　　　　　 ・居宅サービス等の利用（基準20）  　・入退所（基準14）　　　　　　　　　　 ・健康の保持（基準21）  　・サービス提供の記録（基準15） |  |  |  | 基準22 |
| 13生活相談員の責務  **生活相談員がいない場合は介護職員がこの業務を行うこと** | ■入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言や必要な支援を行っているか。 |  |  |  | 基準23-1 |
| ■入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所と密接な連携を図っているか。  ■その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。 |  |  |  | 基準23-1-1 |
| ■苦情の内容等の記録を行っているか。 |  |  |  | 基準23-1-2 |
| ■事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行っているか。 |  |  |  | 基準23-1-3 |
| 14勤務体制の確保等 | ■入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めているか。  ※原則として月ごとに勤務表を作成。  　職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にする。  ※職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。 |  |  |  | 基準24-1-1  基準24-1-2  老発第530002号第5-10-(1) |
| （研修機会の確保） | ■職員の資質向上のため、研修機会を計画的に確保しているか。  ※研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加機会を計画的に確保しなければならない。  ■全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 |  |  |  | 基準24-1-3  老発第530002号第5-10-(3) |
| （ハラスメントの防止） | ■適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  　・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  　・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  事業主が講ずべき措置の具体的内容  ａ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  ｂ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  事業主が講じることが望ましい取組について  顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）防止の取組  　例①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　②被害者への配慮のための取組  　　③被害防止のための取組 |  |  |  | 基準24-1-4 |
| 15　業務継続計画の策定等  **※経過措置**  令和６年３月３１日までは努力義務 | ■感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  以下の項目等を記載すること  ① 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  ② 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携 |  |  |  | 基準24-2-1 |
| ■職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年２回以上）に実施しているか。  　※感染症の業務継続計画に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練は、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 |  |  |  | 基準24-2-2 |
| ■定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 |  |  |  | 基準24-2-3 |
| 16 定員の遵守 | ■入所定員を超えて入所させていないか。  ■居室の定員を超えて入所させていないか。  ※ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 |  |  |  | 基準25 |
| 17 衛生管理等 | ■入所者の使用する食器その他の設備や飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。  留意事項  ※調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行わなければならない。なお、食事提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならない。  ※水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。  ※常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年１回以上大掃除を行うこと。  ※食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  ※特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための適切な措置を講じること。  ※空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 |  |  |  | 基準26-1  老発第530002号第5-11-(1) |
| ■感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）をおおむね３月に１回以上開催しているか。  ※委員会は、幅広い職種により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。  ※専任の感染対策担当者を決めておく必要がある。  ※感染症対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要。  ただし、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」第33条第1項第3号に規定する事故防止検討委員会とは、取り扱う事項、関係する職種が相互に関係が深いことから、この二つの委員会については一体的に設置・運営しても差し支えない。  ※施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  ※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  ■委員会の開催結果を職員に対し、周知徹底しているか。 |  |  |  | 基準26-2-1  老発第530002号第5-11-(2)-ア |
| ■感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。  ※「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定する。  ※発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記する。  平常時の対策  ・施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）  ・日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策、手洗いの基本、早期発見のための観察項目）  等  発生時の対応  ※発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における関係室課との連携、医療処置、行政への報告等 |  |  |  | 基準26-2-2  老発第530002号第5-11-(2)-イ |
| ■感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための研修並びに感染症予防及びまん延防止のための訓練を定期的（年２回以上）に実施しているか。また、行った研修については記録しているか。  ※指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催する。  ※新規採用時には必ず感染対策研修を実施する。  ※調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託業者に対しても施設の指針を周知徹底させる。  ※研修の実施内容について記録することが必要。 |  |  |  | 基準26-2-3  老発第530002号第5-11-(2)-ウ |
| ■施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応について周知することが必要である。 |  |  |  | 老発第530002号第5-11-(2)-エ |
| 18　協力医療機関等 | ■入所者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めているか。  ※入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要事項を取り決めておくこと。  ※軽費老人ホームから近距離にあることが望ましい。 |  |  |  | 基準27-1  老発第530002号第5-12-（1）、(2) |
| ■あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  ※軽費老人ホームから近距離にあることが望ましい。 |  |  |  | 基準27-2  老発第530002号第5-12-（2) |
| 19　掲示 | ■施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  　※当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 |  |  |  | 基準28-1  基準28-2 |
| 20 秘密保持等 | ■職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 |  |  |  | 基準29-1 |
| ■職員であった者（退職した後の者）が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ※軽費老人ホームの職員が、職員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととする。 |  |  |  | 基準29-2  老発第530002号第5-13-(2) |
| 21　広告 | ■内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。  【広告媒体】  新聞（折込広告を含む。）・ラジオ・テレビ・ダイレクトメール・屋外広告物（看板・のぼり・横断幕・懸垂幕・アドバルーン・社内吊広告など）・インターネット　ほか |  |  |  | 基準30 |
| 22苦情への対応 | ■苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講じているか。  必要な措置  　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等 |  |  |  | 基準31-1  老発第530002号第5-14-(1) |
| ■苦情の内容等を記録しているか。  ■苦情の内容等の記録を５年間保存しているか。 |  |  |  | 基準31-2  市条例2-(2) |
| ■提供したサービスに関し、所管庁（吹田市）から指導又は助言を受けた場合に、必要な改善を行っているか。  ■所管庁（吹田市）から求めがあった場合、改善内容を報告しているか。 |  |  |  | 基準31-3  基準31-4 |
| 23地域との連携等 | ■地域住民又はその自発的な活動等との連携や協力を行う等の地域との交流を図っているか。  ※軽費老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民やボランティア団体等との連携、協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 |  |  |  | 基準32-1  老発第530002号第5-15-(1) |
| ■提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、吹田市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の吹田市が実施する事業に協力するよう努めているか。  吹田市が実施する事業  介護サービス相談員派遣事業のほか、高齢クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 |  |  |  | 基準32-2  老発第530002号第5-15-(2) |
| 24　事故発生の防止及び発生時の対応 | ■事故発生の防止のための指針を整備しているか。  指針に盛り込む項目  ア　施設における介護事故の防止に関する基本的考え方  イ　介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになっ  た場合（ヒヤリ・ハット事例）の及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性  が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関す  る基本方針  オ　介護事故等発生時の対応に関する基本方針  カ　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 |  |  |  | 基準33-1-1-1  老発第530002号第5-16-(1) |
| ■事故が発生した場合やその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備しているか。  ※介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのもの。  　具体的には、次のようなことを想定している。  　ア　介護事故等について報告するための様式を整備すること。  　イ　介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、介護事故等について報告すること。  　ウ　事故発生の防止のための委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。  　エ　事故の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。  　オ　報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。  　カ　防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 |  |  |  | 基準33-1-1-2  老発第530002号第5-16-(2) |
| ■事故発生の防止のための委員会（事故防止検討委員会）を定期的に行っているか。  ※介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種により構成する。  ※構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策担当者を決めておくことが必要。  ※事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。  ※施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  ※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 |  |  |  | 基準33-1-1-3  老発第530002号第5-16-(3)、(4) |
| ■職員に対する研修を定期的に行っているか。  ※事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき安全管理の徹底を図る。  ※指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催する。  ※新規採用時には必ず事故発生防止の研修を実施することが重要。  ※研修の実施内容について記録することが必要。 |  |  |  |
| ■事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 |  |  |  | 基準33-1-1-4 |
| ■入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合に、速やかに吹田市、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。 |  |  |  | 基準33-1-2 |
| ■事故の状況、事故に際してとった処置について記録しているか。 |  |  |  | 基準33-1-3  市条例2 |
| ■事故の状況、事故に際してとった処置についての記録を５年間保存しているか。 |  |  |  |
| ■賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ※損害賠償保険への加入、賠償資力を有することが望ましい。 |  |  |  | 基準33-1-4  老発第530002号第5-16-(5) |
| （虐待の防止）  **※経過措置**  令和６年３月３１日までは努力義務 | ■虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的に開催しているか。  　※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  ■その結果について、職員に周知徹底を図っているか。  虐待防止検討委員会は、次のような事項について検討すること  ア 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること  イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること  ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  オ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |  | 基準33-2-1 |
| ■虐待の防止のための指針を整備しているか。  「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと  ア 施設における虐待の防止に関する基本的考え方  イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ 成年後見制度の利用支援に関する事項  キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  |  |  | 基準33-2-2 |
| ■職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年２回以上）に実施しているか。 |  |  |  | 基準33-2-3 |
| ■虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 |  |  |  | 基準33-2-4 |
| 25 記録の整備 | ■職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 |  |  |  | 基準9-1 |
| ■入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、次に掲げる期間保存しているか。  （１）入所者に提供するサービスの計画の記録にあっては、当該計画に基づくサービスの提供を終了した日から５年間  （２）その他の記録にあっては、当該記録を作成し、又は取得した日から５年間  　　一　入所者に提供するサービスに関する計画  　　二　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　　三　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  四　苦情の内容等の記録  　　五　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |  | 基準9-2  市条例2 |
| 26　電磁的記録等 | ■軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、基準の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（※）により行うことができるが、行っているか。  　※電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの  ■軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、基準の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（※）により行うことができるが、行っているか。  　※電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法 |  |  |  | 基準40-1、2 |
| 27　変更届出の手続 | ■運営に関する基準について、変更届出提出の該当事項があった場合、速やかに変更届出を吹田市長に提出しているか。  ※変更の日から１ヶ月以内に届出を行うこと。  届出の必要な変更事項  　　1　施設の名称及び種類  　　2　施設の所在地（住居表示の変更）  　　3　設置者の名称及び所在地  　　4　理事長（設置者）の氏名及び住所  　　5　定款その他の基本約款（軽費老人ホームに関する変更あった場合のみ）  　　6　建物その他の設備の規模及び構造  　　7　施設の管理者（施設長）の氏名  　　8　施設の実務を担当する幹部職員の氏名（法人役員の氏名）  　　9　入所者に対する処遇の方法 |  |  |  | 法63 |

※基準：軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）

※市条例：吹田市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年12月27日条例第34号）

※老発第530002号：軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知老発第0530002号）

※老発第530003号：軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知老発第0530003号）

※元吹福高第1104号：軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について（令和2年3月26日吹田市長通知元吹福高第1104号）

※法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）